



2024年6月25日

各 位

会社名 株式会社アイモバイル
代表者 代表取締役社長 野口 哲也
(コード番号：6535 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役 文田 康博
(TEL：03-5459-5290)
(E-mail：imir@i-mobile.co.jp)

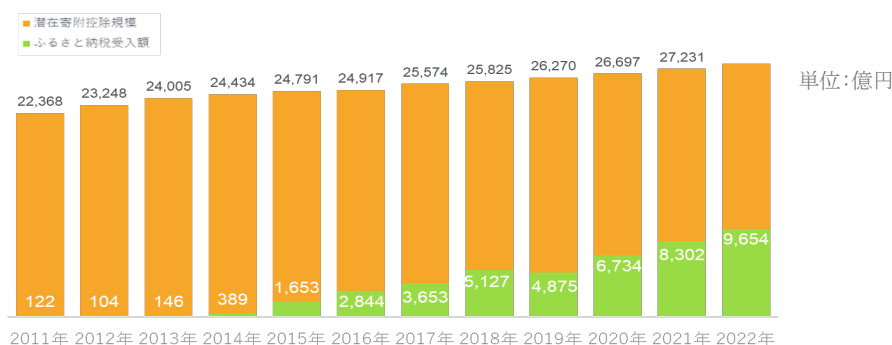
本日のふるさと納税制度のルール見直しに関する報道について

当社の主力事業であるふるさと納税事業に関して、総務省及び報道機関より「令和7年10月からポイント等を付与するポータルサイト事業者等を通じて、寄附を募集することを禁止する」趣旨の発表がございました。本件につきまして、投資家から多数の問い合わせがございましたので、当社見解をお知らせいたします。

記

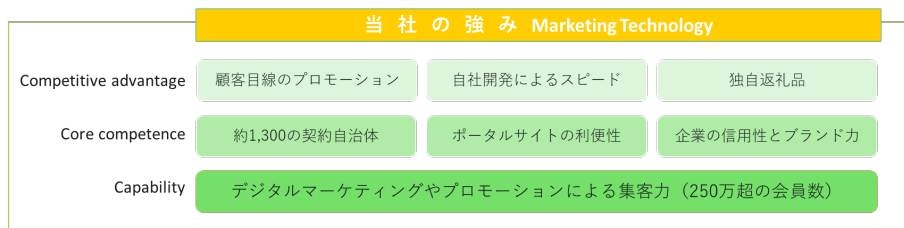
当社は2014年7月のポータルサイト「ふるなび」のサービス開始以降、ふるさと納税制度の趣旨に則り、制度の認知度向上を通じて寄附額の拡大に寄与すると共に(図1)、数兆円の経済効果があるとも試算があります地域産業の活性化に寄与してまいりました。当社は、インターネットマーケティング企業として、利用者の要望に沿うことで需要の喚起を図り、一定の効果を果たしたと考えております。

図1 ふるさと納税市場の推移(当社決算説明資料より)



現在、詳細については関係省庁に問い合わせ中ですが、今後も、本制度の設立趣旨に則り、定められたガイドラインに沿った適切な運用を行う中で、商品開発力や祖業であるアドネットワークの強みを生かした集客力、効率の高いプロモーションなど、当社が持つ競合優位性を発揮すること(図2)で、地域間格差を縮小すると共に地域産業の振興を担う一助となるべく、今後も本制度の趣旨の実現を推進してまいります。

図2 当社の強みについて



なお、本リリースは入手可能な事実情報、及び現時点で判明している当社業績への直接的影響に基づき作成しております。今後、詳細な内容が判明し、業績予想に変更があった場合、もしくは開示すべき事実を決定した場合には、速やかに公表いたします。今後ともアイモバイルをご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上